

新宿消費生活センターが トラブル解決に向けて お手伝いします

新宿消費生活センター(第2分庁舎3階)では、区内在住・在勤・在学の方を対象に、消費生活に関する相談をお受けしています。また、情報誌「くらしの情報」の発行、消費生活に関する各種講座の開催もしています。

悪質商法被害防止 ネットワークが 地域の安全を見守ります

新宿消費生活センターは、区内の介護事業者や相談機関等と協力し、「悪質商法被害防止ネットワーク」を構築しています。

ネットワークでは、高齢者や障害者の生活に密着したサービスを提供する事業者等が、業務中に気付いた悪質商法を新宿消費生活センターに通報します。センターは被害情報の周知・注意喚起やトラブル解決のあっせんなどをします。

このネットワークによる通報・連携態勢で、悪質商法に狙われやすい高齢者などの被害の防止や早期発見を図るとともに、被害の拡大防止と救済につなげています。

消費生活センターの相談

相談場所はいずれも同センター(区役所第2分庁舎3階)☎(5273)3830です。弁護士相談・多重債務相談は予約制です。事前に電話でお申し込みください。

◆消費生活相談(電話・来所)

相談電話番号☎(5273)3830

悪質商法のトラブルや解約時の困りごとなどについて、消費生活相談員が問題解決のための助言や情報提供をしています。

当事者間で交渉するための助言等を基本としますが、相談内容が複雑なもの、高齢などで事業者との交渉が困難な場合は、相談員が解決に向けあっせんします。

相談内容は、被害の拡大防止につなげるため、

個人情報を除き、国民生活センターや全国の消費生活センターなどと情報共有されます。

【相談日時】月～金曜日(祝日等・年末年始を除く)

▶電話相談…午前9時～午後5時、▶来所相談…午前9時～午後4時30分

◆弁護士相談(来所/予約制)

消費生活相談(左記)後、さらに法律上の相談等が必要な場合に利用できます。

【相談日時】水曜日(祝日等・年末年始を除く)、午前9時～12時・午後1時～4時

◆多重債務相談(来所/予約制)

弁護士・区の職員等が、債務の整理や整理後の生活相談を、個別の状況に合わせてお受けしています。事前に相談員がお話を伺います。

【相談日時】毎月第4火曜日(祝日等・年末年始を除く)午後1時～4時

◆消費者講座・出前講座等のご利用を

消費生活センターでは、暮らしに役立つ多彩なテーマを取り上げて、区内の消費者団体や事業者と協力して講座を開催しています。「広報しんじゅく」や新宿区ホームページでご案内しています。また、出前講座として、職場・学校・地域の学習会等へ消費生活相談員を講師として派遣し、消費者被害防止について解説します。

都営住宅(地元割当)の 入居者を募集

●募集案内の配布は
2月14日(火)～22日(水)

【募集戸数】1戸(単身者向シルバールーム)

【申込資格】次の全てに該当する方

▼区内在住で住宅に困り、都内に継続して3年以上住んでいる、

▼65歳以上で原則として親族と同居していない、▼年間所得金額が25万8千円以下(扶養親族1人に付き38万円を加算)

※詳しくは、募集案内をご覧ください。

【募集案内の配布】2月14日(火)～22日(水)に住宅課、区政情報センター(本庁舎1階)、区役所第1分庁舎1階受付、特別出張所、区立中央(大久保3-1-1)・四谷(内藤町87・鶴巻図書館(早稲田鶴巻町521)(施設の休館日を除く)で配布します。2月14日(火)からは新宿区ホームページからも取り出せます。

【申込み】募集案内に折り込みの申込書を2月24日(必着)までに住宅課区立住宅管理係(本庁舎7階)☎(5273)3787へ郵送してください。



高齢者合同就職面接会

【日時】2月17日(金)午後1時30分～4時(受け付けは午後1時～2時30分)

【会場】新宿ここから広場しごと棟(新宿7-3-29)

【対象】都内在住で、おおむね55歳以上の方

【参加企業】12社。複数の企業と面接ができます(1社につき履歴書が1通必要)。

【申込み】電話または直接 新宿わく☆ワーク(新宿7-3-29)☎(5273)4510へ。求人

内容等を掲載した冊子を配布しています。

リサイクル工場見学会

【日時】3月10日(金)午前8時～午後5時30分

※午前7時45分に新宿駅西口付近集合(往復バス利用)

【対象】区内在住・在勤の方、20名(行き先)(株)エフピコ関東工場(食品トレー容器製造、茨城県八千代町)ほか

【費用】3千円(交通費、昼食代、保険料等)

【持ち物】筆記用具、資料を入れるマイバッグほか

【共催】新宿環境リサイクル活動の会

【問合せ】ぱる新宿(新宿7-3-29、新宿ここから広場しごと棟)☎(3208)2311・☎(3208)3100

お手伝いします 中小企業・商店の福利厚生



ぱる新宿(区勤労者・仕事支援センター)勤労者サービス課)は、区内の中小企業・商店に勤める方や、事業主の福利厚生の充実をお手伝いしています。現在、約千300事業所、6千500名が会員になっています。

【入会できる方】▼区内に事業所がある従業員300名までの中小企業(会社・工場・商店(個人商店を含む)などの従業員と事業主

▼区内在住で区外の中小企業に勤務し、勤務地に「ぱる新宿」と同様の団体が無い方

【主な事業】▼遊園地・フィットネスクラブ・入浴施設等の利用補助(大江戸温泉物語の利用が千486円(大人)など)、▼演劇・コンサート・美術展の鑑賞券やスポーツ観戦券の割引販売(プロ野球・サッカーJリーグ・大相撲等が約2～3割引)、▼有名ホテル・レストラン等の食事券の割引販売、▼宿泊施設や国内・海外旅行ツアーの割引、▼宿泊補助(会員1人1泊2千円、登録家族1人1泊千円。年度内4泊まで)、▼健康診断・人間ドックの割引や利用補助(会員のみ2千円～5千円)、▼結婚・出産・入学等の祝い金、入院等の見舞金、弔慰金の給付(5千円～10万円)

【費用】▼入会金:1名200円、▼月会費:1名500円

※事業主が負担した入会金・会費は税法上、損金または必要経費として処理できます。

四谷警察署からの お知らせ

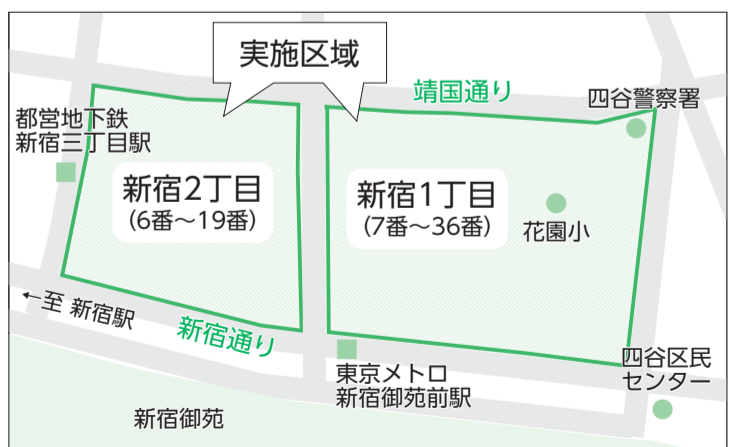
2月15日から新宿1丁目・2丁目内の区域で 新しい速度規制「ゾーン30」が始まります

2月15日(水)から、靖国通りと新宿通りなどに囲まれた新宿1丁目・2丁目内の区域(地図)で、区域内の全ての道路が最高速度30キロとなる新たな速度規制「ゾーン30」が始まります。

「ゾーン30」は、住宅地域や学校周辺などの生活道路で歩行者や自転車が安全に通行できるようにすることを目的とした交通安全対策の1つです。区域(ゾーン)を定めて時速30キロの速度規制を実施するとともに、そのほかの安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内での速度抑制やゾーン内を抜け道として通行する行為等を抑制します。

【問合せ】四谷警察署交通課交通規制係☎(3357)0110へ。

【区の担当課】交通対策課交通企画係(本庁舎7階)☎(5273)4265



●区域(ゾーン)には、次の標識等が設置されます



◀シンボルマーク ※入口用の標識(左記)の下に設置されます。

▲入口用 ▲出口用 ▲区域内用

【申込み】往復はがき(はがき1枚に付き2名まで)に3面記入例のとおり記入し、2月15日(必着)までに新宿リサイクル活動センター(〒169-0075高田馬場4-10-2)☎(53330)5374(月曜日休館)へ。応募者多数の場合は抽選。

魚のおろし方教室

区内の鮮魚店店主が一人一人に教えます。

【日時】3月12日(日)午前10時～12時

【会場】落合第一地域センター(下落合4-6-7)

【持ち物】先の尖った包丁(出刃包丁など)、ふきんほか

【申込み】往復はがき(はがき1枚に付き1名)に3面記入例のとおり記入し、2月15日(必着)までに産業振興課産業振興係(〒160-0023西新宿6-8-2)☎(3344)0701へ。応募者多数の場合は抽選。

消費者講座

【エコ・クッキング】

料理講習・実習・試食を通じて、熱源の種類や供給・資源の節約等を学習します。

【日時】3月23日(木)午前10時30分～午後1時30分

【会場】エコ・クッキングスタジオ(西新宿3-7-13、東京ガス新宿ショールーム2階)

【対象】区内在住・在勤の16歳以上、24名

【メニュー】石焼風ピザ、わかめスープほか

【費用】千円(材料費)

【主催】申込み往復はがきに3面記入例のとおり記入し、2月20日(必着)までに新宿区消費者の会(〒169-0075高田馬場1-32-10、新宿消費生活センター1分館内)へ。応募者多数の場合は抽選。

【問合せ】新宿消費生活センター☎(5273)3834へ。